

第五十八回 参議院通信委員會會議錄第十七号

昭和四十三年五月十六日(木曜日)
午前十時十九分開会

委員の異動

五月十日 玉置 和郎君 補欠選任 植竹 春彦君

五月十一日 追水 久常君 補欠選任 後藤 義隆君

五月十三日 後藤 義隆君 補欠選任 追水 久常君

五月十四日 森中 守義君 補欠選任 田中 一君

五月十五日 和泉 覺君 補欠選任 鈴木 一弘君

五月十六日 鈴木 一弘君 補欠選任 和泉 覺君

出席者は左のとおり。

委員長 久保 等君

理事 新谷寅三郎君 寺尾 豊君 西村 尚治君 森 勝治君

委員 松平 勇雄君 永岡 光治君 光村 基助君 市川 房枝君

国務大臣 鈴木 市藏君

政府委員 郵政大臣 小林 武治君 郵政大臣官房長 溝呂木 繁君 郵政省郵務局長 曾山 克巳君

事務局側 常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保等君) ただいまから通信委員會を開会いたします。

まず、理事会の協議の結果について御報告いたします。

本日の委員会においては、理事の辞任を許可した後、補欠互選を行ない、次いで、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案の説明を聴取し、質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(久保等君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

去る十日、玉置和郎君が委員を辞任され、その補欠として植竹春彦君が選任され、また十四日、森中守義君が委員を辞任され、その補欠として田中一君が選任され、昨十五日、田中一君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が選任されました。

○委員長(久保等君) この際、理事の辞任に関する件についておはかりいたします。

松平勇雄君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久保等君) これより議事に入ります。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。小林郵政大臣。

○国務大臣(小林武治君) ただいま議題となりましたお年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、寄附金の処理に関する事務を一元化するため、郵便募金管理会を解散し、その事務を郵政省において行なうこととするのと、近時の社会的要請に應ずるため、寄附金の配分を受ける団体の範囲を広げ、また、お年玉として交付する金品の単価の最高限を引き上げようとするものであります。

改正の内容は、まず第一に、郵便募金管理会を解散して、同会が行なっていた寄附金の処理事務を郵政省で行なうとするものであります。郵便募金管理会は、寄附金の使途の適正をはかるた

め、昭和三十三年の法律の一部改正によりまして設立された特殊法人でありますが、過去十年間における実績にかんがみ、各受配団体は寄附者の意思に沿って適正に使用していること認められ、もはや郵便募金管理会の目的は達成されたと判断されるに至りましたので、この際郵便募金管理会を解散しようとするものであります。これに伴いまして、同会で行なっていた寄附金の保管、交付及び使途監査等の事務を現在寄附金つき郵便葉書等の発行、売りさばき及び配分金の決定を行なっている郵政省において行なうこととし、寄附金の処理事務の一元化をはかるうとするものであります。

改正の第二は、寄附金の配分を受ける団体に、交通事故または水難に際して人命の応急的な救助を行なう団体を加えようとするものであります。

これは、近時における社会生活の近代化に伴いまして、事故も質量ともに激増の一途をたどっており、このような事態に対処できる救急体制の確立は、社会的にも急務とされております。現状にかんがみまして、これら救護活動を助成できるようにしようとするものであります。

改正の第三は、お年玉として贈る金品の単価の最高限を二万円から三万円に引き上げようとするものであります。この単価は、昭和二十四年にこの法律を制定して以来そのまま今日まで及んでい

るものであります。その後における経済変動に伴いまして、現行単価の二万円では当せん者の要望にこたえることは、はなはだ困難となつてきて

いる実情にかんがみまして、これを三万円にしようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和四十三年十月一日に予定いたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。

なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保等君) 御質疑のある方は順次、御発言願います。

○西村尚治君 それでは、私から二、三ちょっとお尋ねしたいと思いますが、この募金管理会、これはたゞいまの御説明にもありましたように、昭和三十三年にできた。それまでは配分された資金というものが、必ずしも使用目的の線に沿って使用されてなかった。寄付目的の線に沿って使用されてなかったらみがある。これを用途を適正にするために監査をする必要があるというところから設けられた。これは当然のことですが、いまの御説明によりますと、大体各受配団体は寄付者の意に沿って適正に使用してると認められ、もはや管理会の目的は達成されたと判断されるに至ったということでございます。それならそれでたいへんけっこうでございますが、この募金管理会が存続いたしました過去十年間におきまして、どういう監査をなさったのか、大体わかってはおりますけれども、その間に注意をされたような、是正方を勧告されたというようなことが、どういふ内容のものが何件くらいございましたか、わかっているれば、それをまずちょっとお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(會山克巳君) 御指摘のように、本募金管理会の設置の目的の一つは、たゞいま西村委員から御指摘になりましたような監査の完全化ということにあつたことは事実でございます。そういう目的に沿ひまして、この募金管理会が設置されましたから十年間、施設されました施設事項に對しまして募金管理会は厳重な監査をいたしております。実地監査と書面監査と両方ございまして、特に、実地監査に大宗を置きましてやっております。数を申し上げますと、昭和三十四年におきまして四十六件、三十五年におきまして百四十七件、三十六年度におきまして百一十一件、以下、まいりまして、四十年におきましては百四十二件、四十一年度におきましては、百十三件というぐあいになっております。その大宗は実地監査であることを申し上げましたが、どういふ内容

をやっておるか申し上げますと、承認しました計画がはたして計画どおり実施されておるかどうかが、施設されておるかどうかが、ということが大きな第一点でございます。第二点はその経費が適正に支出されたかどうか等につきましては監査いたしております。

たゞいま御指摘になりましたように、非違があつたというようなことは、幸いにしまして、私どもの現在承知している限りにおきましては一件もございせんでした。ただ、各施設のほうで、それぞれ事情がございまして、計画を途中で中止したというようなことがございまして、これは非違ではないわけでございますが、そういうものはございましてたゞれども、施設が計画と違つた施設になつておつたようなことはございせんでした。

○西村尚治君 非違と思われようなものが一件もなかつたということはいへんけれども、思ひますが、ところで、この受配団体、これは中央で指定しますけれども、ほかに、中央共同募金会といひましたか、中共募のほうで再配分するものがありますね。これが何件か毎年あると思うのですが、これは毎年大体何件くらいありますか。

○政府委員(會山克巳君) 配分団体に中央共募を指定いたしました。さらに中央共募がそれぞれ傘下と申しますか、中央共募といひますものは連絡調整の機関でございますけれども、地方共募を通じて各施設に寄付金を取り次いでおります施設が四十一年度で申し上げますと八十四件でございます。四十一年度は九十八件というような数字にのほつております。

○西村尚治君 八十四件とか九十件件というこれは、先ほどのお話で毎年監査をした件数が百四十何件、百何十何件と最初に説明がありました。それはそれを対象にしてなさつたものですか。そうすると、一カ所に二回くらいは行つてゐるという勘定になるのですか、書面審査と両方合わせてのあれですか、實地に検査するのは一カ所に一回という程度ですか。

○政府委員(會山克巳君) 実地検査は一カ所に一回でございます。なお、いま申し上げました数は、それぞれ先ほど申し上げました数の中に含まれております。

○西村尚治君 そうすると、件数からしましても年間たいしたことはないから、これを郵政省に監査事務を引き継いでも現在員でやれるという見込みなんですか。それとも、みなそれぞれ仕事を持った忙しい人ばかりですから、片手間にはできないから、別途増員でも手当てをされるということなんですか、その辺はどうなんですか。要するに、所期の目的が、郵政に引き継いで達成できるかどうか、その点をちょっと伺います。

○政府委員(會山克巳君) 過去十年間におきまして、監査の実績が先ほど申しましたように、非違が一件もなかつたという実績にみましまして、私どもとしましては、募金管理会の設置の目的はほぼ達成されたというぐあいに判断したわけでございまして、したがって、今後におきましては、従来のような非常に厳密な実地監査をする必要があるかどうかということ、私どもとしましては、どつちかという、さういふ必要はない。むしろ、郵政省といひましては、地方に機関もあることでございまして、そういうところを通じて、監査をしたほうが能率的であらうというぐあいに考へております。

○西村尚治君 今度の改正で、配分を受ける団体の範囲を交通事故の発生あるいは水難関係の団体というようなことに広げようということになつておりますが、具体的にどのような団体をお考えになつておりますか。

○政府委員(會山克巳君) 水難につきましては、日本水難救済会というものを考へております。なお交通事故の発生につきましては、東海交通災害コントロールセンターというものがございまして、交通事故発生の場合に応急的な救急事務を行なう団体でございますが、そういうところを予定しております。

○西村尚治君 改正案の第八条というところに、「配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、三々という新しい条文が挿入されたわけですが、これも、この寄付金の配分につきましては、これはもう各方面から非常に希望者が多いわけですね。非常に多い希望者の中から厳選をして配分をされてきておつたはずだと思ふのですけれども、そういう中であつて、この配分を返還する、あるいは交付できなくなるというようなことが考えられるのかどうか、どうなのか。ちよつとこれは意外な条文のように感じましたので、その辺のところ、從來そういう事実があつたのかどうか、今後考えられるのか。なぜ、こういう条文を挿入しなければならなかつたのか、その辺をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(會山克巳君) 從來の例を申し上げますと、過去におきまして二件ほどさういふ例がございまして、一件は癌研究会におきまして、昭和三十七年度にお年玉の寄付金の三千万円の配分を受けたのでございまして、その建設の計画が途中で延期されましたが、したがって、その寄付金を癌研究会といひましては、昭和三十九年度でございまして、宮城県赤十字血液センターの建設に九百万円を配分いたしましたけれども、これも工事を延伸するということになりました。以上、二件でございまして、

○西村尚治君 それはわかりました。ところで、郵便募金管理会は、これが可決されれば十月一日で解散されるわけですが、現在何人かの職員が在るはずですね。管理者はやむを得ないにしても、少なくとも職員の人々については、これは思わざる、予期せざる事態に達して身の振りどころに困るであらうということにならうと思ひます。何人くらいそういう方々があるのか。こういう方々に対しては、路頭に迷ふことのないように

何とか適切に思いやりのある身の振り方について措置を考えてあげてもらいたいと思うんですが、何とか具体的にお考えになっておるものがありますら……。

○政府委員(會山克巳君) 現在、募金管理会に役員四名、職員四名、合計八名おります。特に職員につきましては、ただいま御指摘のとおり本人たちにとりましては予期しない事態でございますので、当然省側としましては御本人の希望に沿って就職希望にはあつせんをいたします。特に、希望がありましたら私どもの省に引き取るつもりでございます。本人たちは有能でございますし、また若うございますので、さようなことも考えておる次第でございます。

○市川房枝君 この法案で、いままで外郭団体といひますか、郵政省の外郭団体であつた郵便募金管理会を解散して郵政省に移管をする、吸収をする、と申しますかということになるようでありまして、これは私どももけっこうだと思つておりますが、その理由は、さつき大臣の御説明の一元化ということかもしれせんけれども、これは実はあれじゃないですか。行政監理委員会からこの団体は必要がない、存在する意義がないということ、これを整理することの決定を受けたから、こういう処置をなさるんじゃないですか。

○國務大臣(小林武治君) 行政監理委員会ですうな申し合わせもあり、私どもも、またこれがなくともやれる、こういうことで、いまの行政簡素化の趣旨に沿つて解散しよう、そういうことが動機あるいは主たる理由でございます。

○市川房枝君 これを郵政省に吸収することによつて、一元化といひますか、それはいい点かもしれせんけれども、経費で節約がある程度できましようか。

○國務大臣(小林武治君) その郵便募金管理会といひます役員、その他がなくなりますから、それだけ寄付金に食ひ込むことがなくなつて、余分に配分できる、こういう問題でございます。

○市川房枝君 お年玉の郵便葉書を一円ずつ高く国民としては買つておるわけでありまして、強制的というわけじゃありませんけれども、しかし、それを買う国民としては、その金はどういうふうに使われておるのかということについては関心を持つておるわけでありまして、その金ができるだけ寄付金にたくさん回るように希望しておるわけでございますから、幾らかでも寄付の金が多くなれば、たいへんけっこうだと思ひます。

大抵、四十二年度は、その金が幾ら集まつて、そうして純粹に経費はどのくらいかかつて、寄付に回された金はこういうことになっておりますか。

○政府委員(會山克巳君) 四十二年度におきましては、寄付金の総額といひまして四億四千九百万何がしになっております。そのうちただいま御指摘のありました、省として納付金をもらいます、その納付金が四千百万円でございまして、それから募金管理会の事務執行経費が八百九十万円でございます。これを引きまして残りの金が三億九千七百万円、それに利子額を足しまして配分した総額は四億三千四百万円という金でございます。

○市川房枝君 その納付金というのは、どういうものですか。

○政府委員(會山克巳君) 納付金と申しますのは、寄附金つき葉書を発行するにあたりまして、いろいろな経費が必要になるわけでございます。たとへて申し上げますと、寄附金額を表示するとかあるいははがきを運送するとか、そのほか発送とか受け入れとかいろいろ事務がございまして、その事務に必要な経費等々がございまして、そういうものの内容からなつておるのでございます。

○市川房枝君 それから寄付の金が今度の改正案で新しく交通事故関係と水害関係の団体にまで拡大されることになっておまして、それはけっこうであります。私は初めてでございます。ちよつと疑問に思ひますのは、その寄付の金額のうち半額近くが赤い羽根のほうに寄付され、その

残りの額だけが厚生省でどこへ寄付するかということをおきめになつておるようですが、性格が同じような団体といひますか、同じような目的に使われる金であつて国民の寄付金だと思ひますが、どうしてこういうふうになつたのか。どつちか一つにしたらいいですか、両方にまたがつてすることにおきめになつた経過といひますか、それを伺ひたい。

○政府委員(會山克巳君) 配分団体の決定は郵政大臣がするわけでございます。ただ、その決定にあたりましては、それぞれの関係大臣に協議をいたします。厚生省の関係でございますと、厚生大臣あるいは法務省の関係でございますと、法務大臣といふことになるわけでございます。したがつて、これは一元的に権限は郵政大臣が持つておるということになるわけでございます。混合しておらぬわけでございます。しかし、御指摘になりました中央共同募金会につきましては、いろいろと先ほど申し上げましたように、たとへば四十一年度について申し上げますと、四十四件の団体に配分したわけでございますが、それは養老施設とかあるいは救護施設、厚生施設、身体障害児の福祉施設、いろいろございまして、したがつて、当然協議段階におきまして、私どもがそれをいいと認めて、配分の際に厚生省等と協議いたしますので、特に郵政省とダブつていくということはないわけでございます。むしろ、社会福祉事業については、中央共募参加の団体を中心に、そのほか特殊疾病とかあるいは先ほど御指摘になりましたように、今度の場合は交通、災害の救済ということに回せるということになるわけでございます。一応混合はないということになるわけでございます。

○市川房枝君 混合はないかもしれせんけれども、一応の常識からいへば、これは当然全額郵政大臣がおきめになつていいという筋でもあるように思ひますが、その点を伺つておるわけでございます。

○政府委員(會山克巳君) 先ほど団体の決定と申し上げましたが、団体の決定並びに配分金額の決定につきましても郵政大臣が全部権限を持つております。ただ、これにつきましても、各省大臣と協議するといふたてまえになつております。したがつて、ただいま御指摘になりましたような、あるいは私の理解が違つておるかもしれせんが、郵政大臣が一元的にやつておりますので、何か厚生省とダブつておるということとは、本来こういう仕事は全部厚生省にまかしてしまつたらという御意見ならともかくといひまして、いまの状態をいたしましては、何らそこに二元的なこととはないと思ひます。

○市川房枝君 私の考へておることとちよつとお答えが違ふのですが、赤い羽根に半額いつていますね。それに対しては厚生大臣は団体をおきめにならないでしよう。それは赤い羽根のほうが決するのです。そういうふうには私は了解するのです。

○政府委員(會山克巳君) 手続を申し上げますと、まず地方共募におきまして各団体の希望をとります。それを中央共募に持つてまいりまして、中央共募が郵政省に申請するということに現在なつております。したがつて、それを私どもが審査いたしましたして、そのとおりかどうかということをお断するわけでございますので、特に中央共募が独断できめたということではないわけでございます。

○國務大臣(小林武治君) どうも説明がまずいようであります。お年玉で集めた四億四千万円、これは郵政省が従来は厚生省のいわゆる社会事業団体以外にも渡しておるわけですね。癌研究会だとかあるいは沖繩同胞援護会だとかあるいは水害、災害の見舞とかいろいろこういういわゆる社会事業以外のものに相当な金額を郵政省が直接渡しておるわけでありまして、それからいわゆる厚生省の所管の社会事業関係専門のものに、従来中央共同募金会が渡して、そこが今度は配つておつた。そこはいわゆる赤い羽根と一緒にこのお

年玉のものも加えて、社会事業オンリーで配ってあった、こういう二通りになるわけでございます。ですから、郵政省としては、従来は中央募金会にある程度まとまった金を、一応ワケを差し上げて、そこが配りになった、社会事業のほうだけは、それ以外のものは、厚生省が各種の仕事に配ってあった、こういうふうな二通りになっているわけですね。今度、この法律が通つたら、中央募金管理会にお渡しする分も、郵政省が厚生省と協議の上でひとつ配分をいたしましょう、こんなふうに今度のはなっておりますのであります。

○市川房枝君 それならわかりました。

こういう配分はもちろん公表をしておいでになると思いますけれども、国民がそれを知るようにいたしますか、どんな方法で公示をしているんですか、一般国民にわかりますか。

○政府委員(曾山克巳君) この法律に規定してございまして、当初寄付目的、あるいは寄付金のつきまじはたがきの数というものをあらかじめ告示いたしまして、そしてそれぞれ寄付金を受けたという方々の関心を一応見るわけでございます。それにつきまして、団体それぞれ公募するということになります。なお、そういう公募してまいりました団体が決定いたしましたあと、それにつきまして、配分しましたその実績等につきましては当然省といたしまして発表いたしますし、また、ここにございようなパンフレット等をつくりまして、みな国民の、関係ある方々に配分をしていくということでございます。

○国務大臣(小林武治君) いま申したような配分をしますが、その配分は郵政審議会というところにかけてきめるから当然公表される。それからきめた場合にはまた公表しておる。こういうことでありまして、配分する前には申請をみなとるわけでございます。その申請を選択して、そして一応の案をつくりまして、そして郵政審議会にかけてきめて実行する、こういうふうなことになるっております。

○市川房枝君 もちろん、公表がたてまえで、公表していらっしゃるでしょうけれども、私がいま伺ったのは、一般国民が、それを見る機会といひましようか、公表しただけではやはりちょっと一般にはわからないと思うのです。だから郵便局にずっと張り出すといひますか、ちょっと私見たこともないので、どんな方法をとっておいでになるかということですね。

○政府委員(曾山克巳君) 配分を受けましたそれぞれ受配施設には、この施設は年玉の寄付金でできたのだという表示をしようということにしております。したがって、それぞれの国民の方々がそれぞれの施設をのぞいた場合には、これは年玉の寄付でできたのだということがはっきりわかるようにいたしております。

○市川房枝君 それは、その施設を見た人はそんなにたくさんじゃないから、やはり一般の国民に、少なくともはがきを買った人には、なるほどこういうことに使われているのかなあと……これはなかなかむずかしいが、これはやっぱり当局のほうで努力をしてくださって、ただ公表したことはなるのだからというのじゃなくて、そのくふうがなされているかということです。

○政府委員(曾山克巳君) ただいま御指摘になりましたことは、官報にも掲載しておりますし、また新聞等にはいろいろの機会に発表します。したがって、九十八施設全部が中央紙に出るかとは申しませんが、従来載っておりますが、地方紙には全部載っているようにございまして、したがって、国民の大半の方には、周知されておるようには私どもは思っております。

○市川房枝君 年玉以外に何か郵便で寄付金を加えたものを売り出しになっておる種目がございしますか。

○政府委員(曾山克巳君) 過去におきまして、戦後に三回ほどございまして、二回は戦争直後、まだこの制度が始まらぬときでございまして、共同募金と日赤に対しまして寄付金つきの切手を出しました。それから昭和四十一年でございまして、

ガソリン切手と通称言っておりますが、その寄付金つき切手を発行いたしました。その例がございします。それからもう一つ、オリンピックのときに、オリンピックの施設に寄付金を使うという目的をもちまして発行いたしました。したがって四件でございまして。

○市川房枝君 こういう方法による寄付金を集めるということとは、非常に郵便局はごめんどうなこともないけれども、非常に集めにくいんですね。そうして相当の金が集まるということですね。しかし、国民の側からいって一種のちよつと強制的でもないけれども、税金のようにもなりまして、だから、こういうなのためにどれくらいそれを発行するかということをおきめるのは一体どこでおきめるんですか。

○政府委員(曾山克巳君) 決定につきましては郵政大臣が決定するわけでございますが、なお、先ほど大臣も申されましたように、郵政審議会にそれを付議いたしまして、諮問いたしまして、郵政審議会の中で議論をいたしました結果、最終的には、大臣がきめることになっております。当然その前には各郵政局、郵便局を通じて地方の国民の方々の希望等を聴取いたしましてきめるということになっております。

○鈴木市藏君 非常に法案自体が簡単な法案ですから、希望として、私はこういうものは早く委員会として通したほうがいいんじゃないかということと希望を持っています。ただ、ちよつと疑問に思う点が二、三ありますので、その辺のところだけを明らかにしていただきたいと思ひます。

一つは、これは意見になりますけれども、私はこの管理会の解散というのは、行政整理のためたまたまというのがあるんじゃないけれども、いささか機械的なやり方ではないかという気がするのです。おそらくは管理会を解散しても、実績においてそうたいして得るところはないんじゃないかという気がするわけです。その立場からちよつと問題を聞いてみたいと思うのですが、管理会のやっている仕事で、寄付金の保管、交付及び使途監査

等の事務というのがございまして、この寄付金の保管というのはどういう形でいままで管理会がやられていたのでしょうか。これはどこで保管をしていたのでしょうか。

○政府委員(曾山克巳君) 寄付金つきはがきを購買者の方々が買われましたそのときに、寄付金は募金管理会にいたしたものとすると、寄付金は募金管理会が寄付金を、各郵便局から振りかえ送金を受けてから、募金管理会として保管することになっております。その保管の方法と申しますのは、それぞれの手段、たとえば銀行預金をするということ、あるいは債券を買うというふうなこともちまして確実な方法で保管をいたしております。

○鈴木市藏君 そうすると、今度その事務を引き継いだ場合の郵政省の保管はどういう形になるのでしょうか。そのお金は一時でも、どこへそのお金をつまり預けるのか。

○政府委員(曾山克巳君) この金は郵政省の歳入歳出外現金という形で郵政省が一応保管いたしますが、その間、やはり従来のように利子額を生ませる必要があるかと思ひまして、資金運用部へ預託することになっております。

○鈴木市藏君 そうすると、大蔵省の資金運用部に郵便貯金並みの形で預託をして、あがつくる利子と、いままでつまり管理会が銀行に預託をしてあがつくる利子と、差額といひますか、現実に浮く金額というのはどういふことになるのでしょうか。

○政府委員(曾山克巳君) 四十二年の例で申し上げますと、もし銀行に預金してるといたしますと、約三千四百百万円の利子がつきます。ところが、これを資金運用部へ預託するということになりますと、利率の差からもちまして約二千七、八百万円というわけで、その差が七百万円から八百万円になります。

○鈴木市藏君 そうすると、先ほど大臣は管理会を解散することによって若干の経費が浮くと言っておったが、利子の差額が、いま郵務局長のお話

によりますと、八百万円近い利子の差額というものがあつた。その八百万円程度の金以上かかつてたんだ。管理会の経費というものは、

○政府委員(會山克巳君) 管理会の所要経費といふことは、寄付金総額の二%以内ということになつておられますが、従来、約一・九%でございまして、約千二百万円でございます。ただ、この新しい改正法律になりますと、四十二年度の発行数を基礎にいたしますと、約六百万円になります。

○鈴木市藏君 そうすると、別に管理会を解散したからといって、経費の面で節約ということとはほとんどないですね、実情は。

○政府委員(會山克巳君) 先ほど大臣からお話ありました、役員等の経費は当然それだけ必要になりますので、その分は削減になります。

○鈴木市藏君 だけれど、その分だけあなたのほうで引き継ぐんですから、仕事は引き継ぐんです。役員の経費は若干でなくなつても、あなたのほうでそれだけ仕事が増えるんですから、それだけの人が要る。結局同じことじゃないですか。

○政府委員(會山克巳君) 先ほど申しました役員の仕事等につきましては、監査等が主でございしたけれども、そういう仕事をできるだけ簡素化することによりまして、その仕事も実はあまりなくなつていくことになると思います。したがって、従来のように、本来なら二%とつていい経費でございまして、それを一・五%に押えたという形で、法律によりまして、一・五%今度は低くしております。

○鈴木市藏君 そうすると一・五%低くするということ、郵政省でこのお年玉寄付金にかかる経費というのは約六百万円と見ておる。いままでの管理会の場合には大体一千万円ないし九百万円、一千万円。その差が三百万円。しかし、一方は銀行へ預託することによって、今度は大蔵省預金部だということによって、その差額が八百万円ということになると、差し引きして今度のほうが損

だ。とんとか、損でしょう。

○国務大臣(小林武治君) とんとんです。

○鈴木市藏君 計算してごらんないですか。そんなこと簡単にできることじゃないですか。

○政府委員(會山克巳君) 確かに利子額につきましてはおっしゃるような計算ができると思ひますが、総じていろんな先ほど申しました事務簡素化等の、縮小等によりまして削減される経費もございまして、また国民の方々——これは理屈でございますけれども、国民の方々は、確かに一円の寄付をしていただくのを、そう中を食ったわけでございます。利子額をできるだけたくさんあげることは、もちろん私もしてやるべきだと思ひますので、そういう努力をしておるわけでございます。なお、ただ銀行利子であくまでやればどうだという御意見も確かにいろいろございします。私もそういう意見も持ったこともございします。が、やはりそれぞれの法律に對して、いわゆる国庫金、国庫統一の原則ということで、やむを得ない措置になつて、かような、資金運用部へ預託するという措置を考えたわけでございます。

○鈴木市藏君 どうも私は、そのところなんかに非常に機械的だと思ふんです。行政の管理委員会ですか、監査委員会が知らぬけれども、そういうところから答申があつたといつても、やはりものごとをその機械的にやつてみてはたしてどうなのかというところの實際は、こう突き詰めていってみると大したこともなかった。鳴りもの入りで騒いでみても、この管理会を解散したからといって、どれだけの實際上の経費が浮き、国民の利益になるかといつたら、とことん計算してみたら、おそろしいまでのほうがよかつたということになるのじゃないかと思ひますので、あまりこういう答申があつたからといって、それをうのみにして機械的にものを運ぶというのはいささか官僚的過ぎはしないかという感じがいたします。

これは、この辺のところとして、この公益法人は郵政省管内にこのほかにまだあります。

○政府委員(會山克巳君) 郵政省所管の公益法人というのは他にもございします。特殊法人といつたしましては、御存じの簡易保険及び郵便年金事業団というのがございしますが、いわゆる公益法人等はたくさんございします。ただし特殊法人は、いま申しましたのがたしか一つだと思ひます。

○鈴木市藏君 これが一つですね。

○政府委員(會山克巳君) と、簡易保険年金事業団。

○鈴木市藏君 そういつつまり郵政省所管といひますか、管轄内にある特殊法人あるいは公益法人というもののについても、趣旨はこういうものに沿つて事務の簡素化はやっぱりそういう方向で整理統合していくという方向に向いてゐるんですか。

○政府委員(會山克巳君) 一般の民法上の公益法人につきましては、それぞれ必要性がございしたもので認めたと理解しておりますが、なお、特殊法人でありますところの簡易保険年金事業団につきましては、私もいたしまして、これを廃止するということとは聞いておりません。

○鈴木市藏君 それから次に、改正の第二の点ですけれども、今度は新しく交通事故または水難に際する応急的な救助を行なう団体を加えるということになりました。まあ、そのことはけっこうだと思ひますけれども、こういう改正案というものは自発的に、つまり郵政省のほうから、あるいは郵政大臣のほうから、この審議会に對してするものがたまたまなんですか。それとも、つまりこういうお年玉つき寄付金を行なうについて、自分のところのその寄付金をひとつ配分をしてくれないうかというように、一般に公募をして、そのなかから選ぶべきものを選ぶという、こういう方法なんですか。どちらなんですか。

○政府委員(會山克巳君) 後者でございます。公募をいたしまして、それぞれ希望を申し出てまいります。それを先ほど大臣が言われましたように、郵政審議会等、広く意見を求めまして、そこへ諮問をして、最終的に郵政大臣が決定するといふことでございます。

○鈴木市藏君 そうすると、その公募は何らかの形でやっぱり一般的にわかるような形で公告をするのでございしますか。

○政府委員(會山克巳君) そのとおりであります。法律の五条によりまして告示をいたします。官報その他ではつきりと告示いたしております。

○鈴木市藏君 そうすると、今回のものもそういうものとして取り上げられたというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(會山克巳君) けっこうであります。

○鈴木市藏君 そうすると、これは正式には、つまりこの団体の名前はおわかりでしょうか。

○政府委員(會山克巳君) 今回のと申されましたのは、交通事故等の救済を行なう、あるいは水難の救済を行なうということだと思ひますが、これにつきましては、こういう立法をいたしましたのは、非常に現在、従来の法律ではワクの中に入らなかつた、あるいはいろいろワクに入れると無理な解釈をしなければならなかつたということもございしたもので、新しく今度法律を改正しますときにワクを広げた。当然従来もいろいろ希望はございましたけれども、その希望を満たすべく、しかも新しい最近の社会的要請でございます。ぜひ、私もいたしましては、こういうのに与えることが大事だと思つております。そこで、具体的には水難救助会並びに、先ほど申し上げましたが、東海交通災害コントロールセンターというふうなところへ配分したいというふうに考えております。そういうところからも希望がございします。

○鈴木市藏君 その辺のところ、つまり交通事故または水難に際して応急的な救助を行なう団体といふのは、相当広範な、あるいはまた全国的にもあるんじゃないかというふうに思ひますが、これをどういう基準で認定をするのか。まあいままでの実績があるでしょうけれども、新しくという場合には基準もあるでしょうが、そういう点については、具体的にどういふことを検査され、あるいは審査をされ、おきめになつたのでしょうか。

ちよつともう一度聞きますけれども、いま交通事故故について東海何とおっしゃいましたか。水難のはわかりましたけれども、特に交通事故のほうについてよくわかりませんでしたので、その点。また、それにきめようとお考えになっておる根拠をちよつと明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(會山克巳君) 先ほど申し上げましたのは東海交通災害コントロールセンターという団体でございます。この団体は、この法律にござい

ますように、交通事故の発生に際して、応急的な救助を行なう団体であるわけであります。普通の病院等とは違つてございまして、その場合に、無線を備えまして救急車でそこにかつつけ

る。その救急車の中には応急的な治療を行なうような施設もございまして、また医者等もそれに乗せてまいる。そこで応急的な手当てをいたしましたあと、しかるべく的確な病院に運ぶというよう

なことをする施設を持った団体でございます。ただいま、例として、これが一件でございます。すけれども、さような考えでもって各地にこ

う応急の措置をする団体ができつてございまして、そういうところから言つてまいりました。私どもは、現在の時点におきまして、交通事故が非常に社会的な問題になっております。それから、これは適当であると思つてきめた次第でござい

ます。なお、その基準等につきましては、ただ計画だけでは困りますので、そういう車を現実に持つという、あるいは施設をするような、病院を限定していききたいと思つておるわけでござい

ます。

○鈴木市藏君 そうすると、この東海コントロールセンターというのですか、これに回つた金というの

は具体的にどのくらいの額になるのございましょう。

○政府委員(會山克巳君) もちろん、お年玉の寄付金によるだけではないでございまして、果等の補助金もあるわけでございまして、先般、東海交通コ

ントロールセンターもほしいと言つてまいりました。額は確か三千万円くらいだったと記憶しております。したがつて、それにできる範囲内のいろいろな施設を向こうで考えておるわけござい

ます。

○鈴木市藏君 そうすると、このあるところはどこでございましょう、所在地は……。

○政府委員(會山克巳君) 名古屋でございます。

○鈴木市藏君 名古屋……。そうすると、その範囲はどの範囲でございましょう。

○政府委員(會山克巳君) その行動半径と申しますか、自動車の飛び得る行動半径であります。大体正確な資料、ここに持つておりませんが、当時の私の記憶で申し上げますと、大体百キロを半径としたし、また行動半径くらいだったと記憶しております。

○鈴木市藏君 この交通事故または水難に際して云々ということで団体を定める場合には、東海の交通コントロールセンターというだけというのは、ずいぶん地方的にも片寄り過ぎではないかという印象、これは一般の国民にも与えられたと思ひます。こういうことを業務にしている団体というのには他にたくさんあるのじゃないかという気がいたします。そういう場合に、他からの申請等との十分なやり勘案、振り合いをお考えになつていただかないと、他のものに偏するということになります。何かそこを新しいまた一つの政治的な問題が起きないという保証なしとせませんか、この辺のところをできるだけやはり公平に、全国的に、だれが見てもさうだと首肯できるような形でやつていただくように、これは郵政省がやるのですから希望を申し上げておきたいと思ひ

ます。

それからもう一つだけ聞いておきたいと思ひますのは、お年玉のつまり何といひますか、景品といひますか、賞金やその他金品の単価の最高限は、こういうふうに今度二万円から三万円に引き上げるといふのですけれども、こういうことで全体としてかかる経費といふのはどのくらいなものでございましょう。

○政府委員(會山克巳君) この法律にあるわけでございますが、金品の単価といたしましては、二万円をこえてはならず、その総額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五」という法律上のワケがございまして、したがつて、そのワケの範囲内でやらなければなりません。ただいまのところは、そのワケに相当しますのが従来約五億くらいずつでございまして、一応さうな金額でござい

ます。

○鈴木市藏君 今度一億円ふえると、これはどのくらいになるのですか。

○政府委員(會山克巳君) そのワケ内でやるわけでございます。この百分の五という総額は今度の法律でも書いてあります。つまりあまり投機的あるいは射率的になつても困るというようなところなら総額を押えておりますと同時に、先ほど御指摘のありました単価も従来二万円に押えているわけでございます。それを今度三万円にするという

ことであります。

○鈴木市藏君 もうこれで終わりますが、最後に一つだけ確認したいことがあります。郵政省のほうから出されたお年玉の改正法案の資料の最後にあります年度別発行枚数、これが一番最後にありますが、これがどうも枚数のほうの単位がよくわかりませんので、これをもしこの機会にはっきりしておいていただかないか、いいんじゃないかと思ひます。

○政府委員(會山克巳君) ここに(単位千円)と書いてございまして、これは枚数の間違いでございまして、申しわけございせん。誤りでござい

ました。従来、百四十六億七千万枚発行しているというのでございまして。

○鈴木市藏君 委員長、もうけつこうです。

○森勝治君 まず、大臣にお尋ねしたいのであります。この提案を見ますと、募金会を廃止して郵政省がその業務を引き継ぐということになります。いまも若干質疑応答が繰り返されてきたが、実質的には、従来の業務そのままを——従来

は募金会という名称で当たつておつたものを郵政省が直接これを取りまとめをするということ、中身は何ら変わりはないのじゃないですか。何か局長の先ほどの御説明では、役員給料、報酬その他によって多少経済的な差はあるかもしれないが、業務そのものは寸毫たりといへども隔たりはないものと私は見るのであります。どうですか。

○國務大臣(小林武治君) 大体そういうことでござい

ます。

○森勝治君 業務内容が少しも変わらなければ、別にことあげをして募金会を解散しなくてもいいじゃないですか。過去十年の募金会の歩みの中では大きな功績を残している大臣みずからが提案理由の中で説明され、その目的を果たしてきたとすれば、この制度をさらに生かして機動性を發揮したほうがより効果的ではないじゃないですか。中身を引き継ぎ、業務の運行を従来どおりやるということならば、しかも、郵政省がこれを引き継いだとしても何ら変わりはない。変われば、えがけないとすれば、単なる機構いじりのそしりを免れない、こういう懸念もありませんか、したがつて、そういう点についてはどうお考えですか。

○國務大臣(小林武治君) 役所その他の機構もだんだん複雑になつてきておるから簡素化をしたいと、すなわち、これがなくなつてもたいした支障がないというならば、余分の機構はこの際整理したほうがいいと、余分の機構は行政監理委員会等でも言われておるのでございまして、機構をなくするということとは私はやはり一つの大きな意味がある、こういうふうにおもひます。

○森勝治君 それは表面上の理由で、機構がなくなつてその業務そのものがなくなれば簡素化になるで

ありましよう。しかし、先ほどの局長のお答では、職員を郵政省が収容する、収容ということばはちよつと適當を欠きますけれども、郵政省で引き取るということであるわけですから、それなら機構の簡素化にはならぬのではないでしようか。

ですから、その辺を私の乏しい知識で推理をいた

す。

しますと、なんだ機構の簡素化だと思つたら、いまのお話じゃ業務は一つも変わりなく、職員をそのまま引き取るということならば、募金会という公の名称を抹殺したのみにとどまって、郵政省の機構が逆にふくれる、こういう理解も成り立つ。それならば、いまよく言われている各省庁における機構の簡素化と逆行する懸念がややもするとここに生まれてくるような気がしてならぬわけです。その点どうですか。

○国務大臣(小林武治君) 機構が、募金管理会というものがなくなると、そうしてそこにおる役員かなんかが四人もいなくなるといふことは、私はやっぱり一つの意味があると、ことに職員を収容するといつても、何もその仕事をやるために収容するといふのじゃなくて、一種の就職問題として収容すると、こういうことでありまして、郵政省がそのための特別の機構をつくらうと、そのために特別の増員をしたりしないで、その仕事を引き受けるということ、私は非常に簡素化だといふふうに考えております。

○森勝治君 おことばを返すようでありましたが、私の冒頭における質問に対するお答えは、この募金会の業務そのまゝを引き継ぐということであるならば、いまのお話のように何かその職員を他の部門に振り向ける場合もあるでございましょう。ならば、募金会の仕事をそっくり郵政省が引き受ければ、この他の職場について募金会の職員のほかに、逆にこの募金会の業務を郵政省の中で行なうわけですから、これの専担の職員の設置が、当然ポストの設置が行なわれるわけですね。そういうことでしょうか。仕事をやらなければ大臣のおっしゃるとおりでありまして、従来のこの仕事をやるのですから、募金会から入ってもらった職員にその業務に携わってもらわなくても、だれかが分担しなければならぬでしょう。当然そうなるのじゃないですか。

○国務大臣(小林武治君) これはだれかがやりませんが、いまの郵政省の職員が、別にそのために増員するとか、そのために特別の局をつくるとかで

なくて、従来の郵政省の機構でそのまゝやるということであれば、私はそれだけでも、やっぱり募金会といふものはなくなつたので、非常に機構が簡素化された、こういうふうな思いです。一体、政府が方々にある外郭団体なり特殊法人などはできるだけ整理したらよろからうと、私も、どうしなくてはならぬ困るというものでなければ整理したほうがよからう、こういうことで、まづもってこれに同調するといふことが出発点であつたことは御承知のとおりであります。

○森勝治君 それでは大臣、こういうふうに理解してよろしいわけですね。先ほどのお答えのとおり、募金会の業務そのものは引き継ぐわけですから、従来のまゝですと、その業務を行なう所管の部課、係といふものはないわけですね。そうすると、従来のまゝですと、どこかの部課で、どこかの部門でこれを引き受けるならば、オーパー労働になるのは当然ですね。これは職務外の事項が入ってくるわけですから。当然その職務外のものについて正常な職務としての位置づけを与えなければならぬでしょう。位置づけをするわけでしょう。当然それは従来郵政省が行なつてないことを行なわなければならぬ、募金会をやつたことを。ですから、これは三人か四人だとおっしゃればそれまででありまして、募金会をやつたこと、郵政省の職員の経費を私は食ふことになると思ふのであります。私は、こういうことを別に反対の立場でこれを申し上げておるのではないのであります。ただ簡素化、簡素化というけれども、それは看板をはずしてうちの中で営業しているのと何ら変わらないような気がしてならぬわけでありまして、そういう質問をしたわけでありまして。そこで、この点は当然もう所管の長であります郵務局長の段階だと思ふのでありますから、担当局長からいま私が申し上げた点に関連してのお答えをいただきたい。

○政府委員(倉山克己君) 従来も配分団体の指定あるいは配分金額の決定につきまして、その事務は郵政省でやっております。ただ、保管、監査

あるいは配分金の交付ということ募金管理会でやっております。これを統一いたしますれば完全にプラスというよりも、むしろ一元的になりますので、事務のやり方としましては非常にすっきりすると思ふます。そういう意味で、先生の無理とお話でございまして、私のほうにいたしましては、先ほど大臣が答弁されましたように、これですっきりするといふぐあいに理解していいんじゃないかといふぐあいに考えておる次第であります。

○森勝治君 そう言われると、私もまことに当惑するのです。事務がすっきりする、一元化すると言われると、それなら従来は二重におやりになつておつたなといふことを言わざるを得ないのではありません。まぜつ返せば、そういうことではないでしょうか。大臣のお答えと若干かみ合わないような気がするのですが、どうでしょうか。

○政府委員(倉山克己君) さような御批判がございましたならば、それは私も、それなりの御批判だと思ひますが、ともかくやはり機構簡素化が非常に大きな目的の一つだといふことは、先ほど来大臣が申し上げておる通りでありまして、それが結果的に私も申し上げておるようなことになりなるといふこととございまして、ただ、御意見につきましましては、私どものほうとしましては、事務が膨大にならないように内部でよく調整してまいるつもりでございまして、またその自信がございまして。

○森勝治君 それでは次の問題に移りましょう。改正点の第三点、先ほどの説明では、「現行単価の二万円では当せん者の要望にこたへること、は、はなはだ困難」だ、こういう提案理由の説明であります。さっぱりこの点がわからぬのです。当せん者の要望にこたへることは、はなはだ困難である。経済界の変動に伴つて二万円から三万円にするのが妥当だといふような提案理由の説明なら、私はこういうやばな質問をいたしません。が、当せん者の要望に三万円ではこたへられるが、二万円ではこたへられない、このことばがど

うにもわからぬのでありますから、この点をさらに具体的にひとつお答えいただきたい。

○政府委員(倉山克己君) ただいまのお話もございましたように、私もといたしましては、二十四年にきまされた金品の単価、つまり二万円がその後の経済情勢等の変化または一般のお年玉を受ける人の嗜好その他等の変化に伴つて間尺に合わないようになっていくように判断しておるわけでございます。卸売り物価指数で申し上げますと、御案内のように、大体二十四年から四十一年までに約七割九分上昇しているわけでございますが、それをそのまま採用いたしまして、一応五割に押えまして、二万円を五割上げまして三万円ということにしたわけでございます。具体的に申し上げますと、一等の現在お年玉といつたしましてポータブルテレビ等を差し上げてございまして、それよりももう少し程度のいいものがあればそういうものをもらいたい、そのほうがお年玉として満足だといふような気持があるように見受けましますので、いま申しましたようなことになつたわけでございます。

○森勝治君 それでは「はなはだ困難」だといふことは、これは困難ではなくて、二万円より三万円のほうが当せん者が喜ぶであらうといふ、そういう見地に立ったという御説明の表現が、こういうふうになつた単に文字上の表現にとどまつたにすぎない、こういう御説明ですね。

○政府委員(倉山克己君) さように御理解いたいただいてけっこうでございます。

○森勝治君 それでは次に移りましょう。従来は寄付金を郵便募金管理会に寄付することになつておつたものが、今度は郵政大臣がこれを預かる、こういうことになりましたね。その理由は、どういふことですか。

○政府委員(倉山克己君) 従来は、寄付金付はがきを買つた場合に、特殊法人にその所有権が移転するといふことであつたわけでございます。ところが問題は、これをもしそのような考えで郵政大臣がこの

所有権が帰属するというようなことにいたしますと、いろいろ憲法八十九条との関係がございまして、さらにこの寄付金を交付いたします場合に、金品を公の支配に属しない団体に交付してはならないという形式的なこともございしますので、さうなことを考えまして、郵政大臣に委託するといふ形をとったわけでございます。この大条はさういうのでございまして、したがって、委託するといふのでございまして、ここに委託された金は、これを郵政大臣が保管することになりますので、いま申し上げました保管ということが、そこから出てきたわけでございます。

○森勝治君 そうすると、憲法八十九条の関係でさういふふうになされたということだから、従来と違つて今度は郵政大臣はその金を単に預かるだけですね。

○政府委員(會山克巳君) そのとおりであります。

○森勝治君 ならば、今度は募金の配分その他については郵政省は一切口を差しはさまないと、こういうことですね。

○政府委員(會山克巳君) 従来の法律でも団体の決定、配分金額の決定につきましては郵政大臣が権限を持っておりますので、したがって、その点は全然従来と変わりございません。

○森勝治君 そうすると、募金会というものが、従来障害となつておつたと、大臣の思うようにはばつぱつとやれない、ラングが一つあると。今度は一元化して、ちよこちよこと郵政大臣の思うままの配分ができる、そのために法文を改正した、こういうふうになるのでしょうか、ならないのですか。

○政府委員(會山克巳君) さようにはなりません。と申しますのは、寄付金の保管、それから監査等につきましては、募金管理会の仕事でございまして、つまり団体の決定あるいは配分金額の決定は、従来といえども郵政大臣がやっておつた。ただ、もちろんその過程におきまして各省庁に協議する、あるいは郵政審議会の議を経るとい

うような手続がございました。チェックする方法は他の面からございました。募金会との何か権限がおかしかったもので、これがじゃまだからなくすといふことでは全然ございせん。

○森勝治君 その点明らかになりましたから、郵政大臣の権限で、おのれの好む団体に配分するなどという下心でやりでないということが明言をされましたので、私は、この点を期待をするものであります。

そこで次の問題に移りますが、大臣が定める配分団体が守らなければならぬもの事項があるわけですが、この点、ひとつ大綱別にお聞かせいただきたい。

○政府委員(會山克巳君) 守らなければならない事項といたしましては、配分金の、現在交付にあたりまして募金管理会とそれぞれの配分団体とが契約を締結しておりますが、それによりましてはつきりとしたしております。つまり、配分金が行計画以外の目的の用途に使用してはならないといふこと。それから実行計画を要する変更しようにとします場合には、大臣の承認を受けなければならぬといふことと、それから予定以内の期間に完了しない場合には、その旨を郵政大臣に報告をして指示を受けなければならぬといふことと、そのほかあと六件ほどございしますが、いま申し上げたようなことが大綱でございます。

○森勝治君 そこで、さらに聞きたいのでありますが、たとえば実行計画以外の用に供した場合にだめだといふことでありますね。現に実行計画以外の用途に供した、使用した、いわゆる目的に合致しないという団体があつたわけでしょう、それらに対してはどういう措置をされましたか。

○政府委員(會山克巳君) 私どもの承知しておる限りにおきましては、先ほど西村委員の御質問のとき申し上げましたが、監査しました結果、その用途をどういう理由で守らなかったという例はございせんでした。

○森勝治君 過去の、先般新聞紙上にぎわせたものですが、たとえば共同募金会等ががきのあれを募金でもらつて、各県の募金会等が建物、敷地の購入等に充てている点が明らかに指摘されたでしょう。それでも知らぬとおっしゃるんですか。

○政府委員(會山克巳君) 昭和三十三年以前においては、しばしばさうなことがございましたので、私どもとしましては、この募金管理会をつくる義務の一つに加えて、この募金管理会を創設しまして監査を厳重にしたわけでございまして、その後先ほど説明しましたように、実際の実績は、それぞれ監査の結果も良好であつたといふようなことになっております。

○森勝治君 たとえば埼玉県の共同募金会では敷地購入に充てておりますが、それでも監査の結果優良だとおっしゃるんですか。

○政府委員(會山克巳君) 具体的な例をお示し願えればさつそく私も調べまして、もし先ほど申しましたように募金管理会が実地監査等いたしますので、その監査がごまかされておつたといふことではたいへんでございます。さつそくさういふ場合には、厳重に処置をいたしますが、監査の結果の報告を受けており、また私どもがそれをチェックしたようなところによりまして、さういふような実情はないと承知しております。

○森勝治君 ですから、埼玉県という表現を用いて具体的に指摘をしたわけでありまして、この点については、即刻御調査をいただきたい、お約束いただけますか。

○政府委員(會山克巳君) 特にその施設の名称を御明示いただければさつそく私どもとしては調査いたしたいと思ひます。

○森勝治君 ですから申し上げました。埼玉県の共同募金会がそれをやつたと申し上げているわけですが、埼玉県にお問ひ合わせいただければがきの配分を受けた団体はどこであるか、さつそくおわかりいただける。おたくの省のほうにも、すでに配分を受けた団体の記録があるわけでありま

す。したがって、これは埼玉県のみならず、よその団体でもあることがつづきに指摘されているでしょう。ただ、皆さんの監査の結果、監査の手が届かなかつたといふならばやむを得ません。しかし、さういふことはかりそめにもあつてはならないといふのが募金の趣旨でございまして、さういふ点は、十分ひとつ今後とも今後の配分にあつては気をつけてもらいたいと思ひます。

○政府委員(會山克巳君) 承知いたしました。

○森勝治君 それでは次に移りますが、この売りさばきや、取りまとめのために要した費用、これは先ほどなたか御質問になつたような気がするのですが、どの程度の率になるのかあるいはこの算出等はどういう方法を用いておられるのか、それをお伺ひしたい。

○政府委員(會山克巳君) この事務取り扱いに關します従来募金管理会が使用しておりました金額は、寄付金全体の二%以内といふことになっております。実績はそれよりも低うございまして、一九九%あるいは一・九八%でございました。なお、金額的に申し上げますと、従来の寄付金額の場合、約一千二百万円。それから最近のこの新しい法律によりまして、それは二%から一・五%以内に押えられておりますので、昭和四十二年度の寄附金つきはがきの発行枚数を基礎にいたしました約六百万円になるうかと思ひます。

○森勝治君 昭和三十三年に、この寄附金つき郵便はがきに関する郵政省と厚生省の申し合わせ、いわゆるときめがあるわけですが、これは今日でも生きているわけですか。

○政府委員(會山克巳君) 今日生きております。

○森勝治君 生きておりませんか。それは、いつから廃止になりましたか。

○政府委員(會山克巳君) これは、形式的には昭和三十三年の立法当時、当時の大臣であられました田中大臣の口から、衆議院の通信委員会の席上におきまして、さういふ覚え書きがあるがほんとうかどうかというお話がございまして、覚え書き

をつくったが、それは今後廃止するということの
言明をみております。ただし、実体的に厚生省当
局から非常に強い要望等がございまして、ある期
間その後たとえ監査等がある年間、これは具体
的には三十三年だけでございすけれども、三十
三年募金管理会がやらなかったという例がござい
ます。

○森勝治君 そういたしますと、その取りきめの
すべてがほごにされたわけですか。

○政府委員(會山克巳君) その取りきめのうち、
監査のことと、それから従来共同募金並びに日本
赤十字社に配分してありました金額はその実績を
保証してくれということ、同時に中央共募を配分
団体として指定するというようなこと、こういう
ことが主たる内容であつたわけでございますが、
結果的には中央共同募金を指定しておつたとい
うことは、その覚え書きの内容には合致しており
ます。しかし、私どもの意識といたしましては、こ
の覚え書きをつくつたからということではないと
考えております。特に、監査は現在その覚え書き
とは全然別に独自で募金管理会がやっているわけ
でございますし、その金額につきましても、従来
の実績をそのまま尊重したということに最近は
なつておりません。

○森勝治君 そうしますと、最近はこの覚え書き
などというものによらずに、慣行でおやりになつ
ているわけですね。

○政府委員(會山克巳君) さように申してい
かと思ひます。

○森勝治君 たとえばあなたが具体的に言わ
れた第二項の問題ですね。日赤と中央共同募金会
ですかの問題、たとえば従来の募金の実績を下回
ることではないと、こういう問題について日赤側、
中央募金側は都合のいいことは自分のほうで主張
し、郵政省もまた都合のいいことは主張して、都
合の悪いことは両方でおかぶりしてきた、ほう
かぶりなんという表現はよろしくないかもしれぬ
けれども、そういうことですね。都合のいいとき
には、この申し合わせを慣行として生かし、都合

が悪ければその申し合わせは知らぬと、こういう
ことでやつてきたわけですか。

○政府委員(會山克巳君) 私どもといたしまして
は、この従来の法律で定められた趣旨とおり、寄
付金というものはやはりそれぞれの各施設が最も
喜んで満足に使えるような形にしたいという気持
ちから、先ほどあげられましたいろいろな事項等
は当然守つていく筋合いのものじゃないかと、か
ように考えておりました。ただ御案内のように、
三十三年にこの法律をつくりましたときにいろい
ろ問題ございまして、従来赤十字と共同募金にし
かいておらなかった結果、そういう社会福祉の
事業だけに限るべきであるとか、いろいろな意見
がいろいろな方面から出てまいりましたいきさつ
があつたわけでありまして、そういういきさつが
あつた背景につきましても、形式的に一時先ほど申
上げましたような覚え書きができたことも事実
でございますけれども、私どもとしましては、こ
の法律の趣旨並びに寄付金の性格にかんがみまし
て、できるだけ一元的に、かつまた能率的に郵政
省が行なうということ、協議は十分関係の省庁
といたしますが、そういう権限争ひ的なものにつ
きましてはできるだけやめていきたいという方
針から、いまは先ほど申しますように、ほとんど
この覚え書きの内容、こういうものも尊重してお
らないという態度でございます。

○森勝治君 そのせつかく厚生省と郵政省でこの
募金の趣旨を十分生かそうという目的のもとに行
なつたこの申し合わせというものが、どうしてそ
れが消滅したのですか。その点をお聞かせ願ひた
い。

○政府委員(會山克巳君) 私どもといたしまして
は、先ほど、まあ一つの例でございすけれども、
監査等をも厚生大臣にやつてもらわなくても、
本来募金管理会のこれは仕事でございすし、ま
た事実そういうシタツプもおるわけでございます
し、能力のある者もおるわけでございますので、
一向厚生省のお世話になる必要はないということ
で、そういう覚え書きは別におことばでございま

すけれども、郵政省としては本来あるべきもので
はないという考えで従来いたしたわけでございます
す。また、金額にいたしまして、すでに寄付金
額の中に、そのほか配分団体がたくさんあつてま
いりましたので、従来のように日赤、共募だけに
実績を確保するというものになつてまいります
と、ほかの団体がそれだけ圧迫されるということ
に結果的になるわけでございます。そういうこと
で、ある程度比例的に考えていく必要があること
はなからうか。実績は何も守らなくてもいいとい
うぐあいには理解しておるわけでございます。した
がつて、覚え書きの内容は、それを守つたから国
民のためになるものではないというように考えて
おります。

○森勝治君 ただ、私が言いたいのは、せつかく
郵政省と厚生省の中で意見の一致を見たわけだ
すね、一たんは。一たんは意見の一致を見たからに
は、双方でこの申し合わせを履行する法的な義務
があるだろうと思ふのであります。それで、たと
えば郵政省側に言わせれば所管の内容、たとえば
監査等を厚生大臣がやられるのはいまだからとい
うことで、片一方は、そういうことは福祉団体に
対するものだからおれの所管だという、やもす
ると各省間におけるなわ張り争ひ的な問題がこの
中に私は内蔵されておるような気がしてならぬの
ではありませんか、そういうことがないよう
に願うために、私はあえて過去十年前の申し合
せの点をひとつ持ち出したわけでありまして、
そこで、たとえば郵政省の立場で言うならば、
中央募金会や日赤等に対してあの当時の申し合
せは、従来の募金の実績を下回らないということ
であります。ところが、郵政省側で言わせれば、
先ほど二点ですか、今回の法律改正とともに二
点新しい団体に寄付するということで次から次へ
とこの福祉対象になる、寄付対象になる団体がた
くさんふえてきたので、必ずしもそういう両省の
申し合わせというのは実態にそぐわないから、郵
政省のそういう考え方も加つてそういう方法に

なつたと、こういうように理解してよろしいわけ
ですね。

○政府委員(會山克巳君) そのような御理解でい
いのでございす。ただ、先ほど申しましたよう
に、ずっと従来それを、四十二年まで守つておつ
たというわけではございませんので、その点は御
理解いただきたいと思ひます。

○森勝治君 ですから、守つておつたなら私はこ
んな質問しないのです。両省できめておつて両省
で守らぬから、なぜ守れないものをきめたか、こ
う言いたいところですが、私の言いたいのは、まあ
それはいいでしょう。

次へ移ります。これを資金運用部に預託しなけ
ればならない理由というのは何ですか。これは
もつと運用のしかたによつては、有利な方法があ
るのではないかと申すのですが、その点どうです
か。

○政府委員(會山克巳君) 先ほどもちよつと申し
上げましたように、この寄付金は郵政大臣の管理
いたします国庫金であるわけでございます。郵
政事業特別会計の中の保管金であるわけであり
ます。それでいろいろと法律の規定がございま
して、たとえば郵政事業特別会計法二十条には、「こ
の会計に余裕金があるときは、資金運用部に預託
することができ」という規定がございすし、
また、他のいろいろな規定等総合いたしました場
合に、寄付金は他の現金と区別いたしました場
合に、資金運用部に預託するというのが、現行法律から
見まして解釈上出てくるわけでございます。おそ
らく森委員の御趣旨は、もっと高い金利、たと
えば銀行等に預託したらどうかという御意見だと思
ひますが、先ほど申しましたように国庫金の統一
の原則に従ひまして、これを国庫金である限り、
利子を生ずる限りにおきましては、資金運用部に
預託いたしまして、そして利子を生ずるというた
てまえをとつたわけでございます。

○森勝治君 十一條を見ますと、「この法律に定
めるもののほか、寄附金の処理に關し必要な事項
は、政令で定める。」こうありますが、「政令で定

四二二三号) (第四二五〇号) (第四二五一号) (第四二五五号) (第四二六四号) (第四二六五号) (第四二六六号)
一 簡易郵便局法改正に関する請願 (第四三二〇号) (第四三二一九号)

第四二二六号 昭和四十三年四月二十六日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願
請願者 青森市花園町七〇 和田重幸外千四百九十九名

紹介議員 竹田 現照君
現行の簡易郵便局法を廃止し、これにかわる郵政窓口機関として、国営による郵便局または、その分室、出張所を設置されたい。

理由

一、現行の簡易郵便局法は、受託者の範囲を「地方公共団体など営利を目的としない団体」として、いるにもかかわらず、一部においてはこれをゆがめて個人にまで広げて運用されている。
二、政府並びに郵政省は、この誤りを合法化するため簡易郵便局法の改正を行なうとしているが、個人の営利追求につながるこのような法改正が許されるならば、いままですらに郵政事業の公共性がそこなわれ、サービス・ダウンとなることは必至である。

第四二二七号 昭和四十三年四月二十六日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡佐用町豊福 大内忠雄外千四百九十九名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二二八号 昭和四十三年四月二十六日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願(一通)
請願者 京都市下京区西木屋町四條下ル 西川栄子外二千七百四十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二二三号 昭和四十三年四月二十六日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡花泉町金沢字手代 森三ノ八 佐々木清司外千四百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二五〇号 昭和四十三年四月二十七日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願(一通)
請願者 千葉県印旛郡四街道町鹿渡九七八 神山隆外二千九百九十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二五一号 昭和四十三年四月二十七日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願
請願者 兵庫県津名郡淡路町岩屋 松野秋信外二千九百九十六名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二五五号 昭和四十三年四月二十七日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願(一通)
請願者 滋賀県甲賀郡石部町仲町 谷口照子外二千九百二十六名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二六四号 昭和四十三年四月二十七日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願(一通)
請願者 山口県大島郡大島町西三浦 星出幸雄外二千九百九十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二六五号 昭和四十三年四月二十七日受理

簡易郵便局法廃止に関する請願(二通)
請願者 大分県北海部郡佐賀関町秋ノ江 下郡宮一外二千八百八十四名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四二六六号 昭和四十三年四月二十七日受理
簡易郵便局法廃止に関する請願(三通)
請願者 大分県中津市大字赤迫 武石三男外四千三百五十九名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四二二六号と同じである。

第四三二〇号 昭和四十三年五月一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 兵庫県多可郡八千代町八千代町横屋簡易郵便局内 杉本朝実

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第四三一九号 昭和四十三年五月一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)
請願者 宮城県古川市新田字夜島東大崎簡易郵便局内 門間忠雄外三名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十三日)
一 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十三年五月二十四日印刷

昭和四十三年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局